

令和6年6月21日	資料 1
第4回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	

論点案について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

第1回～第3回検討会の主なご意見①

労働安全衛生法に基づく健診の目的等

<労働安全衛生法に基づく健診の目的>

- 検討にあたっては、労働者の安全と衛生の確保という労働安全衛生法の目的を軸に考えることが大前提である。
- 業務が原因で労働者が疾病にかかったり、疾病が悪化することを防ぐために必要な項目は何かを医学的なエビデンスに基づき検証する視点、これが最も重要ではないか。
- 一般健康診断の意義・目的は、労働者の個々人の健康状態を把握し、適切な健康管理を行うこと、それらを集約・分析することで、労働者の健康状態から職場に内在するリスクを発見し、職場改善を図ること。労働者個人の健康確保だけでなく、プレゼンティズム、アブセンティズムによる職場全体への影響を防ぐことにも資するものと承知。一般健診は「業務遂行との直接の関連で行われる特殊健診とは性質が異なる」点を強調しておく。

<労働安全衛生法に基づく健診の役割>

- 労働安全衛生法は、健診の実施のみならず、本人の結果通知、医師の意見聴取とそれに基づく適切な措置を講じることで、脳・心臓疾患の発症などの防止までも求めるものであり、一連のサイクルの端緒となる一般健康診断の果たす役割は大きい。
- 早期発見・介入により疾病の重症化を防ぎ、職業生活を通じた健康の保持増進につなげる機会とすることが重要。

第1回～第3回検討会の主なご意見②

労働安全衛生法に基づく健診の目的等

<労働安全衛生法に基づく健診項目の対象>

- 事後措置に繋がらない項目や、事後措置の運用が実務上困難な項目は不適當。
- 健康増進の取組を進めていく上で、一般健診に関しては、制度の本来の主旨にのっとして、業務起因性を前提として、必要最低限の項目にとどめていただき、一般健診とそれ以外の健康経営に関する取組が相まって、従業員の健康維持・管理ができていく仕組みをしっかりとくみ上げていくことが、現実であり重要ではないか。
- 現在の健診項目は「必要最低限」のものと認識しており、健診項目は現行のものを維持すべきであり、有効活用することを前提に、労働安全衛生法の目的に照らして、項目の拡充について検討が必要。健康経営の取り組み進められているが、本来労働者であれば同じ産業保健サービスを提供されるべきであり法定健診項目の充実があるべき姿である。
- 労働者の健康を守るには、基本的な健康情報があつてこそその安全配慮義務だと考えている。基本の健康診断の結果、これまで積み重ねてきたものをちゃんと維持することは求めており、費用面あるいは手間ということに着目して、これまでの健診項目を削減の方向にということには反対。

第1回～第3回検討会の主なご意見③

労働安全衛生法に基づく健診の要件等

<労働安全衛生法に基づく健診の要件>

- 健康診断の項目は単に目的に対して有効というエビデンスがあるだけではなく、事後措置ができること、精度管理が適切にできること、コストが許容できること、巡回健診で実施可能である、といったたくさんの条件を充たすことが必要。そのため、ただ有効であるエビデンスがあるというだけでは、なかなか議論ができない。
- 幾ら優れた健診で病気を見つけることができたとしても、無尽蔵にお金を使うわけにはいかない。費用対効果で、しっかりと1人の方を見つけるために、どれぐらいまでのコストが許容できるかという視点は必要かと思う。

<労働安全衛生法に基づく健診の情報取扱>

- 労働安全衛生法に基づく健康診断は、疾病スクリーニングではなく、健康管理措置のために実施するものであって、結果は事業者が把握しなければならないことになっている。女性の活躍や疾病対応は重要課題ではあるが、健診項目については、現行の法令でも網羅可能となっており、健診項目に女性の健康関連のものを組み込むことについては、事業者に一律その結果が知られるということになる。その点、女性労働者がどう思うか、女性の活躍という目標に直結するかどうかを踏まえて、適切な健診項目と運用方法を検討していくべき。

<検討の際に重要視すべきエビデンスについて>

- 仕事とどう関係をするかと言ったときに、仕事自体がすごく多様なために、特定の仕事に対してのエビデンスがあっても、幅広いエビデンスを出すことが非常に難しい。したがって、エビデンスは必要ではあるが、一方で、エビデンスとしてはどのようなものが価値があるのかということは議論しながら扱っていかねばいけないと考える。
- この健診の必要性を考えるに当たり、死亡率という話が出てきていますが、やはり就労状況に対しての、仕事場にいるがちゃんと働けないという、そういうことについての評価が必要なのだろうと感じている。

<労働安全衛生法に基づく健診の医師の省略規定の考え方について>

- 平成28年の検討会にて、産業医が全体の健診結果を見て、次回健診の項目の省略を指示することは是だとなっていた。現在では、ここら辺が強く出ていない気がする。

第3回検討会の主なご意見

労働安全衛生法に基づく健診の結果を踏まえた保健指導について

- 高齢者はこれまでの健康診断でその結果を十分に生かし切れてこなかったところに、現在の高齢者の健康状態がある。ここについては、若年のときからの健康状態の積み重ねについて、もっと関心を持つべきである。節目年齢の健診項目についての結果を生かした保健指導に結び付けるような方策ができないものか。
- 労働安全衛生法では、事後措置は義務となっているが、保健指導は「努めなければならない」というところで、一義的には、事後措置がピン止めされている法律というところを前提に考えていただくことが必要ではないか。
- 広い意味で事後措置の中には保健指導も含まれるべき。就業上の措置が必要な場合もあるが、生活習慣病の保健指導と組み合わせることで、働きやすさの向上などに資する場合もあると考える。
- 労働安全衛生法上事後措置に保健指導は含まれないが、労働衛生のしおりを見ると、健康診断の目的というのは、就業上の管理あるいは適正配置を調べるということが1つあるが、もう1つは、健康状況の経時的変化を含めて総合的に把握した上で、労働者が常に健康に働けるよう、保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックしていかなければならないということが書かれてる。そういう意味ではまずは経時的に調べること、総合的に把握することとして、保健指導や作業管理、作業環境管理にフィードバックすることというのが書かれていますので、それは確実に意識をしておくべきことではないか。

論点案

本検討会の検討事項（検討会開催要綱より）

- （1）最新の医学的エビデンスに基づく現行の一般健康診断の検査項目等の妥当性について
- （2）労働者の健康課題の変化を踏まえた一般健康診断の検査項目等について
- （3）その他関連する事項について

論点案

○女性の健康に関する事項

- ・更年期、月経困難症に係る問診について
- ・他、女性の就業率向上に着目した検査項目について

○現行の健診項目等について

○その他労働者の健康確保に必要な健診項目について

※他の法令に基づく健診・検診の項目については検討対象外

健診項目を検討する際の要件、着眼点案

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等は、その目的が、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換などの事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどである。

また、定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要である。 出典：「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）

- **対象とする健診項目**：検討する健診項目（以下、「検査」という。）で分かる健康に関連する事象（以下、「健康事象」という。）は何か。※対象となる健康事象について原則として無症状であること
- **業務起因・業務増悪**：検査で分かる健康事象又は検出可能な危険因子が業務に起因するもしくは業務によって増悪するか。
- **事後措置**：検査によって有所見とされた者に対して、事業者が実施できる事後措置（就業上の措置）は何か。過度に就業制限をかけることの不利益可能性はないか。
- **検査の目的、対象、方法**：検査の目的と対象集団、検査方法、検査頻度が明確か。
- **検査の精度及び有効性、基準値**：検査の精度及び有効性、適切な基準値が示されているか。
- **健診の運用**：検査は巡回健診でも実施可能か。対象となる労働者全員に対して実施可能か。
- **検査費用**：検査の1件あたりに要する費用を事業者が許容できるか。
- **健康情報の把握**：結果を事業者が把握することになるが、事業者が把握する健康情報として許容できるか。

※ 労働安全衛生法第70条の3においては、健康診断の項目等について健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならないとしている

健康診査の満たすべき要件（健康診査等指針）について

第1回 健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項に関するワーキンググループ

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第242号）において、以下の要件が示されている。

健康事象	(1)	対象とする健康に関連する事象（以下「健康事象」という。）が 公衆衛生上重要 な課題であること。	健診・検診プログラム （教育、検査、診断、事後措置、プログラム管理を含む）
	(2)	対象とする健康事象の機序及び経過が理解されており、当該健康事象が発生する危険性が高い期間が存在し、 検出可能な危険因子及びその指標が存在 すること。	
	(3)	対象とする健康事象又は検出可能な危険因子に対して 適切な検査及び診断法が存在 し、かつ、科学的知見に基づいた効果的な 治療及び介入を早期に実施することにより、より良好な予後をもたらすことを示す科学的根拠がある こと。	
	(4)	対象となる健康事象について原則として 無症状 であること。	
検査	(5)	検査の目的と対象集団が明確であり、社会的に妥当な検査であること。	
	(6)	検査が簡便かつ安全であり、 精度及び有効性が明らかで、適切な基準値 が設定されていること。	
	(7)	検査を実施可能な体制が整備されていること。	
事後措置 （治療・介入）	(8)	事後措置 （健康診査の結果等を踏まえた精密検査、保健指導等をいう。以下同じ。）の対象者の選定及び当該措置の実施方法の設定が科学的根拠に基づきなされていること。	
	(9)	事後措置を実施可能な保健医療体制が整備されていること。	
	(10)	健診及び検診に関するプログラム（以下「健診・検診プログラム」という。）は、教育、検査診断及び事後措置を包括し、臨床的、社会的及び倫理的に許容されるものであること。	
	(11)	健診・検診プログラムは、危険性を最小限にするための質の保証がなされており、起こり得る身体的及び精神的不利益を上回る利益があること。	
	(12)	健診・検診プログラムの適切な運用（モニタリング、精度管理等を含む。）を実施する体制が整備されていること。	
	(13)	健診・検診プログラムの 公平性及びアクセス が対象集団全員に対して保証されていること。	
	(14)	健診・検診プログラムを継続して実施可能な人材及び組織体制が確保されていること。	
	(15)	健診・検診プログラムの対象者に対し、検査結果及び事後措置に関する科学的根拠に基づく情報が提供され、当該情報を得た上での自己選択及び自律性への配慮がなされていること。	
	(16)	健診・検診プログラムを実施することによる 死亡率又は有病率の減少効果に関して質の高い科学的根拠 があること。	
	(17)	健診・検診プログラムに要する 費用が社会的に妥当 であること。	
	(18)	健診・検診プログラムに関し、実施頻度、検査感度等に影響を与える検査手法の変更をする場合には、科学的根拠に基づく決定を行うこと。	

※分類は、「特定健康診査・特定保健指導の在り方について（これまでの議論の整理）」（平成28年11月8日第8回特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会 参考資料1）に準じて設定